

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民協働推進部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 1 月 24 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	市民協働推進部 市民協働推進政策課 (TEL 3301)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 未収金の回収について 現在は回収業務のみとなっている住宅建築資金の貸付金に係る市民協働推進費貸付金元利収入の過年度未収金は、令和2年度末で8,628,280円である。令和3年10月末現在では、8,349,443円である。 今後とも、未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>未収金4件のうち、競売手続きが完了した2件は、残債務を連帯保証人に請求し、完納に努めている。 不定期に納付がなされている2件は、臨戸徴収により着実な納付に努めているが、うち1件の債務者が2月に死亡したため、その後の返済について家族と協議を行っている。</p>
<p>2 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。 しかしながら、市民活動交流センターでは、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。 今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>市民活動交流センターに配属されている正職員及び会計年度職員すべての職員を物品取扱員に指定し、物品が納品された際に課内の全職員が検収を行える体制を整えた。</p>
<p>3 交通事故の防止について 令和2年4月から令和3年10月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。 後退時の安全確認の励行については、令和元年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。</p>	<p>職場研修や朝礼の場において、後退時の安全確認も含めて安全運転と事故防止について周知徹底した。</p>